

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日は、その日を除く)

鳥取県告示第三百三十号
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
西村有子	鳥薬第九二一〇号	平成七年三月二十一日

鳥取県告示第三百三十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成七年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

告示

- ◇告示 保険薬剤師の登録(保険課)
- 土地改良区の役員の就任(農村整備課)
- 土地改良区の役員の就退任(〃)
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定(三件)(〃)
- 土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定(二件)(〃)
- 基本測量の実施(二件)(管理課)
- 都市公園の供用の開始(都市計画課)
- ◇公安告示 指定講習機関の代表者の氏名の変更(運転免許課)
- ◇公 告 第二種大規模小売店舗の出店調整処理状況(中小企業課)
- △正誤 平成七年四月十一日付鳥取県公報第六千六百六十四号中訂正

就任した役員の氏名及び住所
理事 野儀知幸 倉吉市福山二七〇

平成七年三月二十四日就任 任期 平成九年四月五日まで

鳥取県告示第三百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり佐陀川右岸土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成七年四月十四日

鳥取県知事 西尾邑次

退任した役員の氏名及び住所

監事	渡辺吉良	西伯郡淀江町大字小波九八二
松村隆吉	濱田村側照夫	西伯郡淀江町大字中間六五二
米山昭二	石田博美貢	西伯郡淀江町大字小波一四二
田村義宏	伊達馨禮	西伯郡淀江町大字小波一四二
仲石総夫	青木鐵雄	西伯郡淀江町大字小波一四二
鴨谷順一	長谷川相賀功	西伯郡淀江町大字小波一四二
米子市尾高一八六	木村孝雄	西伯郡淀江町大字小波一四二
米子市日下五五四	米子市泉一五九一	西伯郡淀江町大字小波一四二
米子市尾高一一八九	米子市尾高八八九	西伯郡淀江町大字小波一四二

平成七年一月二十二日退任
米子市福万三三三四
小杉光

就任した役員の氏名及び住所

理事 吉田光良 西伯郡淀江町大字小波二四一
渡邊照夫 西伯郡淀江町大字小波九八一二
村側貢 西伯郡淀江町大字中間四六〇
遠藤佐一郎 西伯郡淀江町大字中間六一三一三

鳥取県告示第三百三十三号

郡家町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示

し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成七年四月十七日から二十一日間
三 縦覧に供する場所
関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間

平成七年四月十七日から二十一日間

- 三 縦覧に供する場所
郡家町役場

- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百三十四号

関金町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業関金（下井手）地区農業用用排水）の認可申請について、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成七年四月十四日
三 縦覧に供する場所
淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百三十五号

淀江町が行う土地改良事業（単県土地改良事業稻吉地区農業用用排水）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成七年四月十四日
三 縦覧に供する場所
淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類

- 土地改良事業計画書及び条例の写し

- 二 縦覧に供する期間

平成七年四月十七日から二十一日間

- 三 縦覧に供する場所

淀江町役場

- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十六号

赤崎町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業竹内地区農業用用排水）に係る土

地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年四月十七日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

赤崎町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百三十八号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

平成七年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十七号

赤崎町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業竹内地区農業用用排水）に係る土地改

良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

鳥取県告示第三百三十九号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成七年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）

二 作業期間 平成七年五月七日から平成七年十一月十日まで

三 作業地域 倉吉市、日野郡江府町、東伯郡東郷町、東伯郡関金町、東伯郡北条町、東伯郡東伯町、東伯郡赤崎町、八頭郡船岡町、日野郡日南町及び西伯郡
西伯町

鳥取県告示第三百四十号

次のように都市公園の併用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定により告示する。

平成七年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十三号

指定講習機関に関する規則（平成二年五月国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定に基づき、指定講習機関から代表者の氏名を変更しようとするとする旨の届出があつたので、同条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年四月十四日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 懇

指定講習機関の名称		変更前後の別	代表者の氏名
学校法人	変更後		
鳥取県自動車学校	藤井俊彦	森本繁蔵	

- 一 名称 鳥取県立布勢総合運動公園
- 二 位置 鳥取市桂見
- 三 区域 別紙図面のとおり
- 四 供用開始の期日

〔別紙図面〕は省略し、鳥取県土木部都市計画課において一般の縦覧に供する。)

平成七年四月十四日

平成7年4月14日 金曜日

報公県取鳥

公

告

平成6年度第4四半期（1月～3月）内の第2種大規模小売店舗の新設及び種別変更に係る出店調整処理状況を次のとおり公表する。

平成7年4月14日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 平成6年度第4四半期内に出店調整の処理手続が終了した案件の出店調整の処理期間別件数

処理期間	3月以内のもの	3月を超えて6月以内のもの	6月を超えて9月以内のもの	9月を超えて12月以内のもの	合計
件 数	0	0	3	2	5

備考

この表において「処理期間」とは、次に掲げる各期間を合計した期間をいう。

- 1 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による届出（以下「法3条等届出」という。）がされた日から地元説明終了の日まで
- 2 法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出（以下「法5条等届出」という。）がされた日から法第7条第1項の規定による勧告を行った日（勧告を行わない場合は、同項の期間が満了する日）まで
- 3 平成7年3月31日現在の出店調整の処理状況別件数

法3条等届出以後地元説明終了後法5条等届出前のもの	地元説明終了後法5条等届出以前のもの	法5条等届出以後鳥取県大規模小売店舗審議会の意見聴取終了以前のもの	意見集約中鳥取県大規模小売店舗審議会で審議中のもの	鳥取県大規模小売店舗審議会で審議中のもの
件 数	1	0	3	0
合計			1	5

平成7年4月14日 田中鳥取県公報第64号(平成7年4月14日付)に掲載されました。